

F 袋中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

人は生まれながらにして、基本的人権を持ち、豊かに生きる権利がある。しかし、学校の中でも、その人権が脅かされることがある。特に、いじめの問題は深刻である。いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。私たちは、生徒の基本的人権を守り、将来に夢を持って生きていけるようにするために、いじめを防止し、豊かな学校生活が送れるように努力する必要がある。私たちは、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関と連携し、「いじめ根絶」に向けて、この基本方針を定めることとした。

2 学校の方針

(1) いじめの本質の理解

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を前提とする。

いじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」である。

(2) いじめに対する学校の姿勢

いじめ問題は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭・地域・関係機関と連携を図り、「いじめ根絶」に向けて、組織的に取り組んでいかなければならない。

以下が、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害で、絶対に許されない行為である。
- ③ いじめはいじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- ④ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

3 いじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止

① いじめの実態把握と相談体制づくり

- ・各学期に1回のいじめアンケートを実施し、その後担任がすべての生徒を対象に教育相談を行う。生徒の悩み等をじっくりと聴けるように、時間設定を行う。

② 生徒会による自立的・自治的活動

- ・人権集会に向けて、学級で「人権スローガン」を作成し、宣言する。
- ・GOODカードの活用を生徒会が中心に行い、自己肯定感を高める取組を、年間を通して計画的に実施する。

③ 地域との連携

- ・小中学校のPTA会長、各地区の自治会長、主任児童委員にも会に参加していただき、地域での子ども達の様子などを聞き、学校での悩み事や手立てについてのアドバイスをいた

だく。

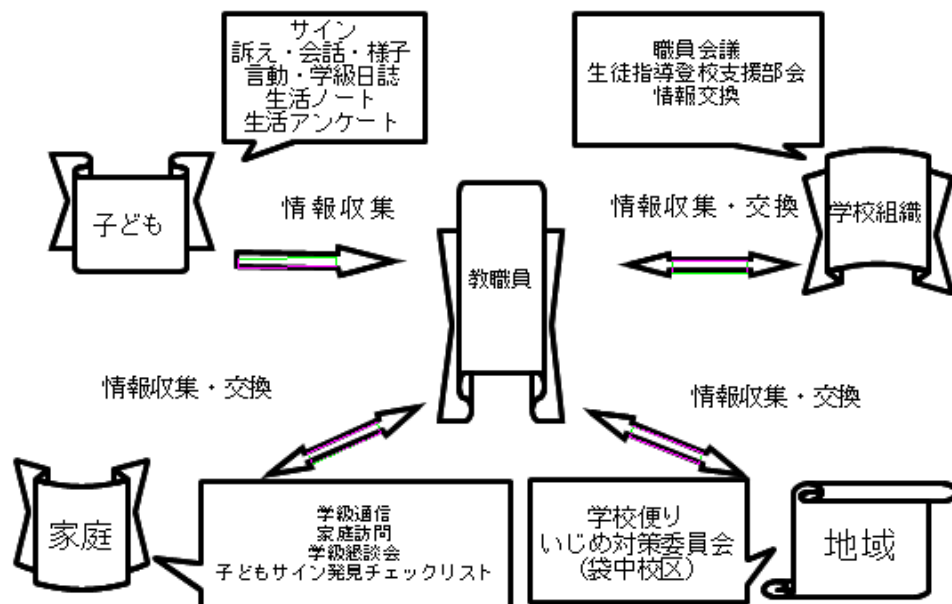
④袋中学校ブロックいじめ対策委員会の取組（小・中、地域連携）

- ・学期に1回は袋中学校区いじめ対策委員会を開き、各学校の状況等の報告を行う。また、地域での子どもたちの様子等を聞き、今後の対策等の話し合いを行う。

（2）いじめの早期発見

情報収集担当者を明示するとともに、「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、袋中学校独自のアンケートを学期に1回は実施するとともに、教育相談を学期に1回は実施し、教育相談体制を充実させ、いじめの早期発見に努める。

早期発見のために、生徒同士、教職員と生徒の信頼関係の構築が大切である。そこで、日頃のコミュニケーションを大切にする。いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。



（3）いじめへの早期対応

①対応方針

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握



指導体制、方針決定



○当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。

○個々に聴き取りを行う。

○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。（情報のすり合わせ）

○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

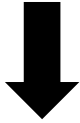
○指導の狙いを明確にする。

○すべての教職員の共通理解を図る。

○対応する教職員の役割分担を考える。

○教育委員会、関係機関との連携を図る。

生徒の指導・支援



保護者との連携



今後の対応

○いじめの被害に遭った子どもを保護し、心配や不安を取り除く。

○いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

○直接会って、具体的な対策を話す。

○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

○継続的に指導や支援を行う。

○スクールカウンセラーの活用も含め心のケアにあたる。

○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

②目標

いじめを早期発見し、被害者の安全を最優先し、迅速に対応し、再発防止に努める。

(4) 校内体制に基づく組織的な取組

①いじめの防止等の施策のための組織（推進法22条）

・いじめ対策委員会を設置する。

（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー）

②いじめ対応チームの設定

校長が事案により柔軟に編成するが、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、部活動顧問、学年生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーが主に対応に当たる。

③対応プランの策定

いじめ対応チーム

〈構成班〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、部活動顧問、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

〈調査班〉

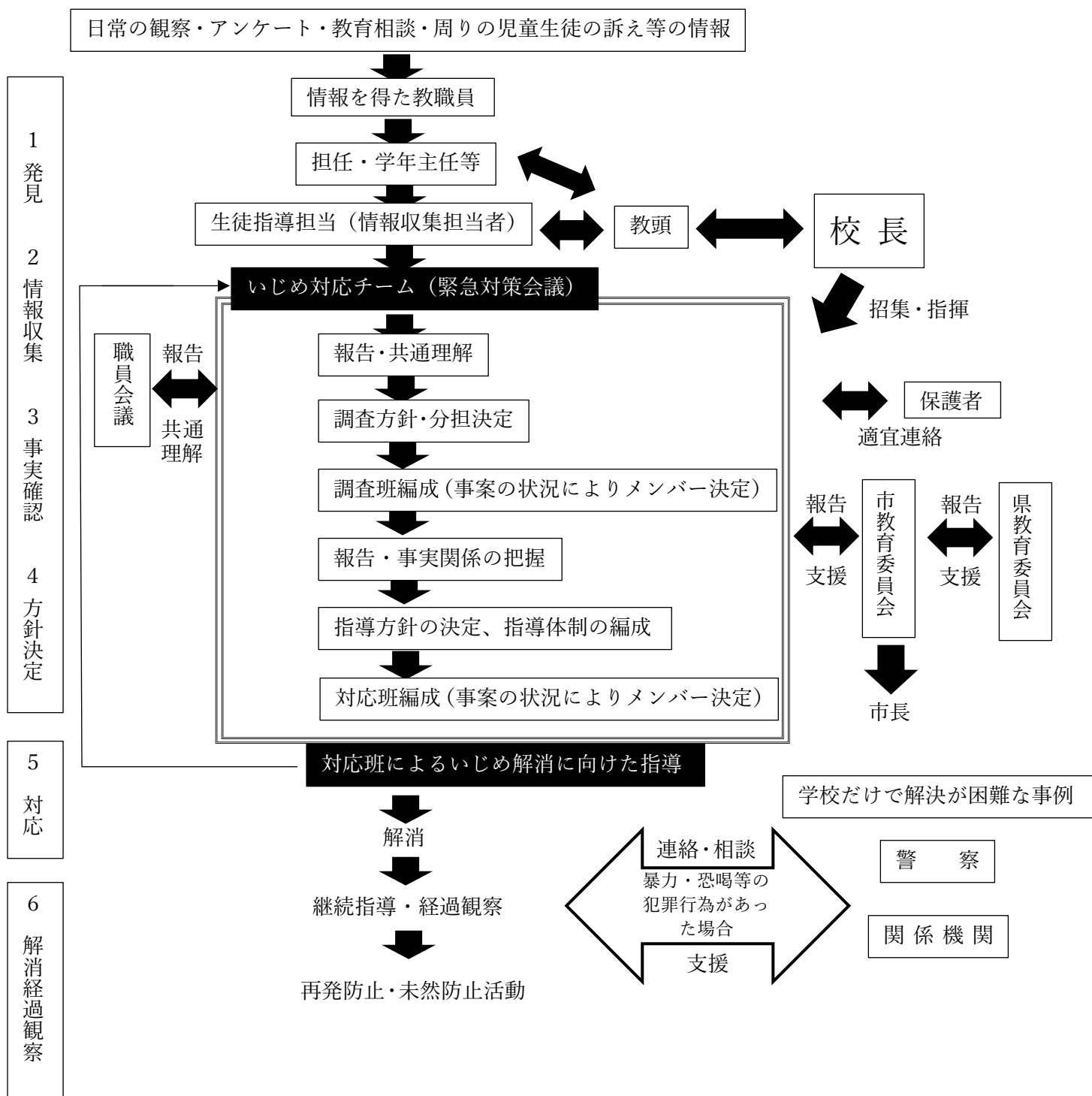
学年主任、生徒指導主事、担任、養護教諭等

〈対応班〉

学年主任、担任、部活動顧問、学年教諭等

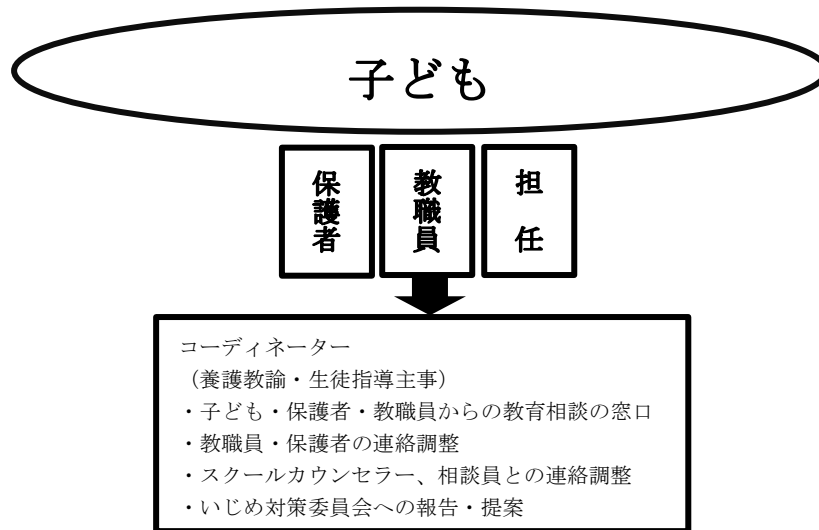


緊急対応会議



⑤教育相談体制の構築
・アンケートの実施

毎月用及び毎学期用の2種類のアンケート実施とともに、教育相談期間を設け、生徒の話を聴き、寄り添い、聴く姿勢を大切にする。



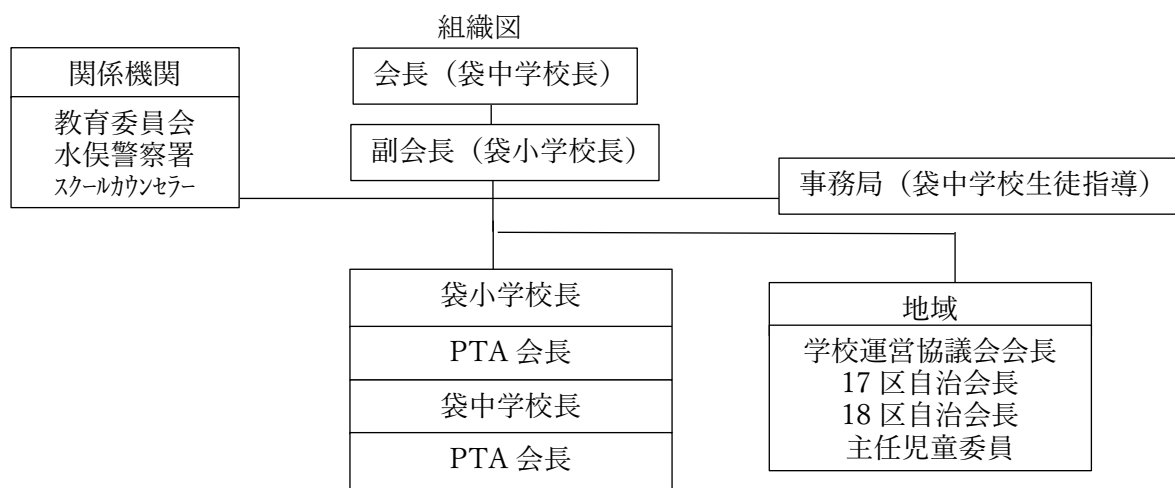
⑥教師と子どもが寄り添うことのできる体制づくり

- ・毎学期、教育相談の実施。
- ・休み時間、昼休みなど、できるだけ子どもに寄り添い、会話をするように心がけ、子ども達の少しの変化に気付く感性を大切にする。

(5) 地域と連携した組織的な取組

いじめの未然防止については、学校が中心となり取り組んでいくが、学校だけでは対応できない場合、関係機関と連携することで、より効果があると考えます。そのために袋地区では、「学校運営協議会」を核に取り組んでいく。

「学校運営協議会」の組織図は、以下に示しているが、いじめ防止については、まず学校内で取り組んでいく。必要に応じて、運営協議会を開催する。



4 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合、直ちに校長は水俣市教育委員会を通じて市長に報告する。

- (2) 状況によって警察や医療機関、ＳＣ、ＳＳＷ、市の福祉課、児童相談所等へ支援を要請し、連携して対処する。
- (3) 重大事態の場合、事態の経過と調査結果について、校長は水俣市教育委員会を通じて市長に報告する。

※重大事態の場合調査組織の過半数を外部の専門家等とし、委員長は外部の専門家等が務める。

5 年間計画

学期	月	場	内容	対象
1学期	4月	職員会議	年間人権指導計画の確認	教員
	5月	放課後	事前アンケート実施	生徒
	5月	放課後	袋中学校区いじめ対策委員会	教員等
	6月	放課後	教育相談	生徒
	6月	研修会	人権に関する研修	教員
	7月	朝自習	「心のアンケート」実施	生徒
	8月	研修会	いじめに関する研修	教員
2学期	9月	朝自習	「心のアンケート」実施	生徒
	10月	放課後	袋中学校区いじめ対策委員会	教員等
	12月	放課後	教育相談	生徒
3学期	1月	朝自習	「心のアンケート」実施	生徒
	2月	放課後	教育相談	生徒
	2月	放課後	袋中学校区いじめ対策委員会	教員等
その他	毎週 随時	生徒指導部会 談話室	各学年の実態報告 スクールカウンセラーとの面談	生徒指導部 生徒・保護者

6 その他

- (1) 「袋中学校いじめ防止基本方針」については、ＰＴＡ総会等の機会を利用して、保護者に説明を行う。また、ＨＰに掲載する。
- (2) 毎年、いじめに関する点検を行い、「袋中学校いじめ防止基本方針」の見直しをする。
- (3) 令和5年6月30日改訂